

セーフティ946

令和2年6月12日
北海道警察
釧路方面本部
交通課



令和2年6月末施行

道路交通法が改正され、妨害運転罪が創設されました。

お互いに思いやりのある運転を！



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転
をした場合



① 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10類型の違反。
下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の
危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 免許取消し(欠格期間 2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで **危険が
生じた場合**



② 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を
停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせ
た場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 免許取消し(欠格期間 3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10類型の違反



通行区分違反



急ブレーキ
禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用
制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反
(高速自動車国道)



高速自動車国道等
駐停車違反

- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

警察庁・都道府県警察

